前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領

（趣旨）

第１条　この要領は、前橋市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加資格の審査について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内業者とは、前橋市内に建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）に基づく本店を有する者をいう。

(2) 準市内業者とは、次の要件をすべて満たしている者をいう。

ア 常時契約を締結する事務所として、前橋市内に法の規定に基づく支店又は営業所（以下「営業所」という。）を有している者であること。

イ 前橋市の法人市民税の課税対象者であること。

ウ 営業所の従業員数が５０名以上の者であること。

エ ３０年以上継続して前橋市内に営業所を設置している者であること。

(3) 市外業者とは、前各号に該当しない者をいう。

（工事種別の設定）

第３条　市は、法の別表第１上欄に掲げる許可に係る建設工事の種類ごとに、工事種別を設けるものとする。

（資格審査）

第４条　令和６・７年度に前橋市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和５年前橋市告示第６７０号）の定めるところにより、建設工事の競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を申請した者について、法第２７条の２３の規定による経営事項審査の項目によりその者の入札参加を希望する工事種別ごとに、次に掲げる事項について審査をし、入札参加資格の認定を行うものとする。この場合において、入札参加資格の認定を行う工事種別について認定を受けることができるのは、申請者１者につき、７種別を限度とし、当該７種別のうち、次条の規定により等級の区分を設けるものにあっては、５種別を限度とする。

(1) 別表第１の資格基準を満たしていること。

(2) 入札参加を希望する工事種別に関し相当の実績を有していること。

２　前項の入札参加資格の審査において、同一の申請者につき、入札参加を希望する工事

種別の数が同項後段に規定する限度を超えるときは、当該工事種別のうち、平均完成工事高の高いものから入札参加資格の認定を行うものとする。

３　第１項の規定により認定を受けた者（以下「有資格者」という。）において、市長が必要と認めた者については、指定した期間内に市長が必要と認めた書類等を提出させ資格の再確認を行うものとする。

４　有資格者は、一度審査を受けた工事種別について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期限内において再度審査を受けることはできないものとする。

（等級の区分の設定）

第５条　工事種別のうち、次の表の左欄に掲げるものについては、同表の右欄に掲げる等級の区分を設けるものとする。

工事種別	等級の区分
土木一式工事	Ａ、Ｂ、Ｃ
舗装工事	Ａ、Ｂ、Ｃ
建築一式工事	Ａ、Ｂ、Ｃ
電気工事	Ａ、Ｂ、Ｃ
管工事	Ａ、Ｂ、Ｃ
水道施設工事	Ａ、Ｂ
とび・土工・コンクリート工事	Ａ、Ｂ

（市内業者等に係る等級の決定）

第６条　有資格者のうち、市内業者及び準市内業者については、次に掲げる事項の審査をし、前条に規定する工事種別に係る入札参加資格の認定を行ったときは、当該工事種別の等級を決定するものとする。

(1) 客観的事項

ア　経営規模

イ　経営状況

ウ　技術力

エ　その他の審査項目（社会性等）

(2) 主観的事項

ア　本市発注工事の工事成績等

イ　障害者の雇用の状況

ウ　地域貢献等の活動の状況

エ　指名停止等の状況

オ　防災活動の状況

カ　保有技術者の状況

キ　インターンシップ受入れの実施の状況

ク　消防団協力事業所の登録の状況

ケ　安全対策への取組みの状況

コ　ワーク・ライフ・バランス等の推進状況

サ　若手・女性技術者の雇用状況

シ　再犯の防止等への取組み状況

（等級の決定の方法）

第７条　前条に規定する等級の決定は、同条第１号及び第２号の事項について、次条に定めるところにより算定する総合点数を別表第２に対応させて決定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該工事種別に対して初めて認定を受けるときは、同項の規定により決定するべき等級よりも１級下位の等級（該当する等級がない場合を除く。）とするものとする。

３　前２項の規定により決定するべき等級が、土木一式工事、舗装工事及び建築一式工事のＡ等級の場合において、申請者が当該工事種別に係る建設業の許可のうち、特定建設業の許可を受けていないときは、それぞれの等級よりも１級下位の等級とするものとする。

（総合点数の算定方法）

第８条　前条第１項に規定する総合点数は、客観的事項について算定した点数に主観的事項について算定した点数を加えて算定するものとし、それぞれの点数の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 客観的事項について算定する点数は、法第２７条の２７第１項の規定により通知を受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のうち、入札参加を希望する工事種別ごとに係る総合評定値とする。

(2) 主観的事項について算定する点数は、入札参加を希望する工事種別ごとについて、別表第３に掲げる項目ごとに算出した評点の合計点（小数点以下第１位を四捨五入した点数）とする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成１５年１月１０日から施行し、平成１５年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成１６年１２月１日から施行し、平成１７年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成１７年１２月１日から施行し、平成１８年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成２０年２月１２日から施行し、平成２０年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成２０年１２月３日から施行し、平成２１年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成２１年１月２８日から施行し、平成２１年度以後の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年１１月２８日から施行し、平成２４・２５年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成２５年１１月１５日から施行し、平成２６・２７年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成２７年１０月２３日から施行し、平成２８・２９年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、平成２９年１１月２日から施行し、平成３０・３１年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、令和元年１１月１１日から施行し、令和２・３年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１１月１０日から施行し、令和４・５年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附　則

この要領は、令和５年１１月１日から施行し、令和６・７年度の競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

別表第１（第４条関係）

資格基準

要件 工事種別	年間平均完成工事高	技術職員数	技術者の資格等	建設業の許可
土木一式工事	2,500万円以上	１人以上	２級土木施工管理技士以上	土木工事業
舗装工事	1,500万円以上	１人以上	２級土木施工管理技士以上	舗装工事業
建築一式工事	3,000万円以上	１人以上	２級建築士以上又は２級建築施工管理技士以上	建築工事業
電気工事	1,000万円以上	１人以上	２級電気工事施工管理技士以上又は第１種電気工事士	電気工事業
（注2）（注3） 管工事	1,000万円以上	１人以上	２級管工事施工管理技士以上、冷凍空気調和機器施工又は配管（選択科目「建築配管作業」）又は給排水衛生設備配管	管工事業
塗装工事	700万円以上	１人以上	総合評定値通知書の「その他」技術者以上	塗装工事業
造園工事	1,500万円以上	１人以上	２級造園施工管理技士以上	造園工事業
（注4）（注5） 水道施設工事	年間平均工事高を有している	１人以上	総合評定値通知書の「その他」技術者以上	水道施設工事業
とび・土工・コンクリート工事	年間平均工事高を有している	１人以上	総合評定値通知書の「その他」技術者以上	とび・土工工事業
大工工事	年間平均工事高を有している	１人以上	総合評定値通知書の「その他」技術者以上	大工工事業
左官工事				左官工事業
石工事				石工事業
屋根工事				屋根工事業
タイル･れんが･ブロック工事				タイル･れんが･ブロック工事業
鋼構造物工事				鋼構造物工事業
鉄筋工事				鉄筋工事業
しゅんせつ工事				しゅんせつ工事業
板金工事				板金工事業
ガラス工事				ガラス工事業
防水工事				防水工事業
内装仕上工事				内装仕上工事業
機械器具設置工事				機械器具設置工事業
熱絶縁工事				熱絶縁工事業
電気通信工事				電気通信工事業
さく井工事				さく井工事業
建具工事				建具工事業
消防施設工事				消防施設工事業
清掃施設工事				清掃施設工事業
解体工事	年間平均工事高を有している	１人以上	総合評定値通知書の「その他」技術者以上	解体工事業

注１　資格基準の審査は、総合評定値通知書の審査基準日を基準日として行う。

２　公道下の配水管工事については水道施設工事の建設業許可を有していることとし、管径３５０mm以下に限る。

３　市内業者で配水管工事等及び給水給湯設備工事を希望する者は、前橋市水道局指定給水装置工事事業者の資格を有している者に限る。

４　公道下の配水管工事については管径３５０mm超に限る。

５　市内業者で配水管工事等を希望する者は、前橋市水道局指定給水装置工事事業者の資格を有している者に限る。

別表第２（第７条関係）

格付基準

工事種別＼等級	A	B	C
土木一式工事	1000点以上 ※	850点以上	850点未満
舗装工事	850点以上 ※	800点以上	800点未満
建築一式工事	900点以上 ※	750点以上	750点未満
電気工事	900点以上	650点以上	650点未満
管工事	850点以上	700点以上	700点未満
水道施設工事	750点以上	750点未満	
とび・土工 ・コンクリート工事	800点以上	800点未満	

注　※印の等級への格付けは、特定建設業の許可を受けている場合に限り行うものとする。

別表第３（第８条関係）

主観的事項の評点方法

<table>
<tr><th>項目</th><th>評点方法</th></tr>
<tr><td>ア 工事成績評点
（入札参加資格の審査申請前５か年度に本市が発注した建設工事のうち、完成引渡しが済んだものが対象）</td><td>入札参加申請する工事種別毎に、完成工事ごとの総合評定点（前橋市工事検査規程（平成６年前橋市訓令甲第３号）第１１条の規定により作成した工事成績評定書の評定点合計の点数をいう。以下同じ。）に、当該工事の請負代金額を乗じて得た数値の合計を完成工事の請負代金額の合計で除して得た数値（小数点以下第３位を四捨五入した数値。以下「加重平均点」という。）から、次の算式により下表に掲げる係数を用いて算定した点数（小数点以下第３位を四捨五入した点数）とする。
算　式
Ｋ×（「加重平均点」－６５）
<table><tr><th>平均請負実績金額（完成工事の請負代金額の合計を請負実績の有した年数で除して得た額）</th><th>係数 Ｋ</th></tr><tr><td>１０億円以上</td><td>５．０</td></tr><tr><td>７億５，０００万円以上１０億円未満</td><td>４．６</td></tr><tr><td>５億円以上７億５，０００万円未満</td><td>４．４</td></tr><tr><td>４億円以上５億円未満</td><td>４．２</td></tr><tr><td>３億円以上４億円未満</td><td>４．０</td></tr><tr><td>２億円以上３億円未満</td><td>３．８</td></tr><tr><td>１億円以上２億円未満</td><td>３．６</td></tr><tr><td>５，０００万円以上１億円未満</td><td>３．４</td></tr><tr><td>２，５００万円以上５，０００万円未満</td><td>３．２</td></tr><tr><td>２，５００万円未満</td><td>３．０</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>イ 工事件数評点
（入札参加資格の審査申請前５か年度に本市が発注した建設工事のうち、完成引渡しが済んだものが対象）</td><td>入札参加申請する工事種別毎に、完成工事ごとの総合評定点から、次の算式によって算定した点数の合計点とする。
算　式
（「総合評定点」－６５）×０．１５</td></tr>
<tr><td colspan="2">（「ア　工事成績評点」と「イ　工事件数評点」の合計点が１００点を超える場合は、１００点とする。）</td></tr>
<tr><td>ウ 優良建設業者表彰評点
（入札参加資格</td><td>入札参加申請する工事種別毎に、前橋市優良建設業者表彰要綱（平成６年４月１日伺定め）の規定により、優良建設業者として表彰を受けた建設工事１件につき１０点とする。</td></tr>
</table>

の審査申請前５か年度（当該年度を含む。）に建設工事を対象とし、本評点が５０点を超える場合は５０点とする。）	
エ 障害者雇用評点	(ｱ) 審査基準日直前の６月１日時点において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき障害者雇用を義務付けられている者は、その雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」という。）の数を、その雇用する労働者の数で除して得た割合が、障害者雇用促進法第４３条第１項の障害者雇用率以上の場合は１０点とする。 (ｲ) 審査基準日直前の６月１日時点において、障害者雇用促進法に基づき障害者雇用を義務付けられていない者は、身体障害者等を１名以上雇用している場合は１０点とする。
オ 地域貢献評点（本評点が２０点を超える場合は２０点とする。）	(ｱ) 審査基準日の前日までの２か年において、法人として、前橋市内における地域づくり推進事業等のボランティア、環境保全、地域の評価を得ている建設事業に関する文化活動を１年間に複数回行った場合は、１回活動を行う毎に５点とする。 (ｲ) 審査基準日時点において、前橋市と「ネーミングライツスポンサー企業」として契約している者は５点とする。
カ 指名停止等状況評点	審査基準日の直近直前の５か年度において、前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱（平成６年３月２９日伺定め）の規定により、指名停止、文書又は口頭注意を受けた案件ごとに次の算式によって算定した点数の合計点とする。 算　式 「指名停止件数」×「－１０点」＋「指名停止日数」×「－０．５点」＋「文書又は口頭注意件数」×「－５点」
キ 防災活動評点	(ｱ) 審査基準日の前日までの２か年において、前橋市における緊急工事等の実績がある者は１０点とする。 (ｲ) 審査基準日時点において、前橋市と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結している者は１０点とする。 (ｳ) 審査基準日時点において、前橋市防災協力事業所登録をしている者は

	１０点とする。
ク　保有技術者状況評点 （本評点が３０点を超える場合は３０点とする。）	法第２７条の２７第１項の規定により通知を受け、審査基準日時点において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のうち、入札参加を希望する工事種別ごとに係る技術職員数を次の算式によって算定した点数の合計点とする。 算　式 「一級人数」×「３点」＋「講習修了人数」×「１点」＋「二級人数」×「２点」＋「その他人数」×「１点」
ケ　インターンシップ受入れ実施評点	審査基準日の前日までの２か年において、インターンシップの受入れを行った者は５点とする。
コ　消防団協力事業所登録状況評点	審査基準日時点において、前橋市消防団協力事業所表示証交付整理簿に登録されている場合は１０点とする。
サ　安全対策取組み状況評点 （(ｱ)及び(ｲ)については、高い点数を加点対象とする。）	(ｱ) 審査基準日時点において、安全対策への取り組みとして、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ＣＯＨＳＭＳ）認定又は労働安全衛生マネジメントシステム（ＩＳＯ４５０００シリーズ）認定を受けている場合は２０点とする。 (ｲ) 審査基準日時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は１０点とする。
シ　ワーク・ライフ・バランス等推進状況評点 （(ｱ)から(ｳ)については、最も高い点数を加点対象とし、本評点が４０点を超える場合は４０点とする。）	(ｱ) 審査基準日時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。 (ｲ) 審査基準日時点において、次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定）を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。 (ｳ) 審査基準日時点において、群馬県が運営する「いきいきＧカンパニー認証制度」を受けている場合は、下表に掲げる認定区分に応じた点数とする。 (ｴ) 審査基準日時点において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている場合は、下表に掲げる点数とする。 (ｵ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児・介護休業法」という。）に沿

<table>
<tr><td></td><td>った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め、審査基準日の前日までの２か年で活用実績のある場合は、下表に掲げる点数とする。
(ｶ) 審査基準日時点において、まえばしウエルネス企業として登録している場合は、下表に掲げる点数とする。

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="2">認定区分</th><th>点数</th></tr>
<tr><td rowspan="12">ワーク・ライフ・バランス等の推進状況</td><td rowspan="5">女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）</td><td>行動計画※１</td><td>５点</td></tr>
<tr><td>１段階目※２</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td>２段階目※２</td><td>１５点</td></tr>
<tr><td>３段階目</td><td>２０点</td></tr>
<tr><td>プラチナ</td><td>２５点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">次世代法に基づく認定（トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん認定企業）</td><td>トライくるみん</td><td>１５点</td></tr>
<tr><td>くるみん</td><td>１５点</td></tr>
<tr><td>プラチナ</td><td>２０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">いきいきＧカンパニー認証制度</td><td>ベーシック</td><td>５点</td></tr>
<tr><td>ゴールド</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td colspan="2">若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）</td><td>２０点</td></tr>
<tr><td colspan="2">育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している</td><td>１０点</td></tr>
<tr><td colspan="2">まえばしウエルネス企業登録</td><td>５点</td></tr>
</table>
※１　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
※２　労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること。</td></tr>
<tr><td>ス 若手・女性技術者雇用状況評点（本評点が２０点を超える場合は２０点とする。）</td><td>(ｱ) 審査基準日時点において、満３０歳以下の技術者を１人雇用している場合は５点、複数雇用している場合は１０点とする。
(ｲ) 審査基準日時点において、女性技術者を１人雇用している場合は５点、複数雇用している場合は１０点とする。</td></tr>
<tr><td>セ 再犯の防止等への取組み状況評点</td><td>(ｱ) 審査基準日時点において、協力雇用主として前橋保護観察所に登録している者は５点とする。
(ｲ) 審査基準日の前日までの２か年において、保護観察又は更生緊急保護の対象者を３か月以上雇用した者については５点とする。</td></tr>
</table>